平成２１年（家）第７２５号
群馬県高崎市金古町1903番地22
申立人　松本　紀佳
本籍群馬県高崎市菅谷町1139番地、最後の住所群馬県高崎市菅谷町1139番地２、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日平成18年10月28日、出生の場所長野県北佐久郡東長倉村、出生年月日明治42年３月23日、職業無職
被相続人　亡　樋口みさ
催告期間満了日　平成22年４月30日
前橋家庭裁判所高崎支部

平成２１年（家）第７１３０７号
千葉県市川市東菅野２―18―22
申立人　千葉　宗武
本籍東京都中野区中央４丁目76番地、最後の住所東京都豊島区長崎４丁目16番５号　ハイツウエストリバー202号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日平成20年12月18日、出生の場所東京都中野区川島町37番地、出生年月日昭和28年５月８日、職業会社員
被相続人　亡　鎌田　早苗
催告期間満了日　平成22年４月30日
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第７９０号
事務所愛知県安城市明治本町４番７号
申立人　弁護士　吉見　幸造
本籍愛知県高浜市青木町５丁目１番地12、最後の住所愛知県安城市東栄町１丁目６番14号丸美ロイヤル新安城801、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日平成19年５月１日頃から10日頃までの間、出生の場所愛知県名古屋市南区、出生年月日昭和16年10月18日、職業無職
被相続人　亡　奥村　哲夫
催告期間満了日　平成22年４月30日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

平成２１年（家）第７９７号
事務所愛知県岡崎市明大寺町道城ヶ入32番地１　岡崎法曹ビル２階
申立人　弁護士　清水ちはる
本籍愛知県岡崎市不吹町14番地175、最後の住所愛知県岡崎市竜泉寺町字松本34番地６愛厚ホーム岡崎苑､死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日平成15年８月13日、出生の場所不明、出生年月日明治32年１月５日、職業無職
被相続人　亡　太田　コト
催告期間満了日　平成22年４月30日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

平成２１年（家）第２３５１号
京都市中京区御池通間之町西南角　京ビル２号館５階　日下部法律事務所
申立人　日下部和弘
本籍京都市中京区新シ町通姉小路上る大文字町254番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所京都市中京区、死亡年月日平成８年２月14日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和19年２月20日、職業不詳
被相続人　亡　杉本　正孝
催告期間満了日　平成22年４月７日
京都家庭裁判所

平成２１年（家）第３０３０８号
広島県東広島市西条町土与丸169番地246
申立人　井町　良治
本籍広島県東広島市西条朝日町1294番地１、最後の住所広島県東広島市西条町吉行864番地１、死亡の場所広島県東広島市、死亡年月日平成20年12月12日、出生の場所広島県賀茂郡西条町、出生年月日昭和26年１月17日、職業会社員
被相続人　亡　井原　高幸
催告期間満了日　平成22年４月５日
広島家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので､その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２１年（へ）第１１号
愛媛県松山市姫原３丁目６番11号
申立人　ダイコー通産株式会社
代表者代表取締役　河田　　充
権利を争う旨の申述の終期　平成21年12月10日
平成21年８月27日　京都簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＤＴ05732
金額　353,665円
支払期日　平成21年10月31日
支払地　京都府京都市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行京都中央支店
振出日　平成21年６月30日
振出地　京都市南区西九条春日町４番地１
振出人　株式会社近畿有線テレビ　代表取締役　亀井　龍男
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２１年（へ）第５号
大阪市西区北堀江１丁目１番30号
申立人　中山鋼材株式会社
代表者代表取締役　中山　俊夫
権利を争う旨の申述の終期　平成22年１月５日
平成21年８月27日　堺簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ262606
金額　147,719円
支払期日　平成21年７月31日
支払地　大阪府堺市
支払場所　株式会社みずほ銀行堺支店
振出日　平成21年３月31日
振出地　大阪府堺市中区毛穴町102番地
振出人　ミック工業株式会社　代表取締役　渡辺　隆夫
受取人兼第一裏書人　有限会社北新工業　代表取締役　新田　典彦
第二裏書人　株式会社河内鉄板　代表取締役　中川　利一
第三裏書人　有限会社エスケイ　代表取締役　北濱　　敏
最終所持人　申立人

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に権利を届け出てください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

平成２１年（へ）第６７号
大阪市北区中之島１丁目３番20号
申立人　大阪市
代表者市長　平松　邦夫
権利の届出の終期　平成21年12月14日
平成21年８月31日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　大阪市大正区船町１丁目７番５
水面埋立地　14082平方メートル
２登記年月日番号
⑴大阪法務局北出張所昭和７年11月15日受付第10082号（付記登記昭和12年６月17日受付第5392号、付記登記昭和12年６月17日受付第5394号）
⑵大阪法務局北出張所昭和７年11月15日受付第10083号（付記登記昭和12年６月17日受付第5393号、付記登記昭和12年６月17日受付第5395号）
３登記した権利の内容
⑴大正13年３月１日賃借権設定登記
昭和10年６月１日遺産相続
昭和11年10月12日譲渡
借賃　１月485円64銭　但し大阪市は昭和３年10月22日より起算し５年経過する毎に相当増額する
支払期　２月、４月、６月、８月、10月の各末日及び12月26日の隔月払
存続期間　昭和18年10月21日
特約　譲渡、転貸するときは借賃を増額することができる
範囲　西側40間９反４畝20歩
賃借権者　大阪市大正区船町７番地　株式会社齊藤硫曹製造所
⑵大正15年12月１日賃借権設定登記
昭和10年６月１日遺産相続
昭和11年10月12日譲渡
借賃　１月213円　但し大阪市は昭和４年８月１日より起算し５年経過する毎に相当増額する
支払期　２月、４月、６月、８月、10月の各末日及び12月26日の隔月払
存続期間　昭和19年７月31日
特約　譲渡、転貸するときは借賃を増額することができる
範囲　東側20間４反７畝10歩
賃借権者　大阪市大正区船町７番地　株式会社齊藤硫曹製造所